

◎ 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月公告第76号）の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下これらを「旅客鉄道会社」という。)の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者を<u>いいます。</u></p> <p>(注1) 療育手帳の様式は、次の各号のとおり<u>です。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分します。</p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者を<u>いいます。</u></p> <p>ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号）別表に定める。</u></p> <p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者を<u>いう。</u></p> <p>(注1) 療育手帳の様式は、次の各号のとおり<u>である。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項に定める知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。</p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者を<u>いう。</u></p> <p>ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p>

改正前	改正後
<p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者を<u>いいます。</u></p> <p>3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p> <p>(介護者)</p> <p>第3条 <u>知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができます。</u></p> <p>2 前項の介護者は、<u>係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券類の種類・乗車船区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければなりません。</u></p> <p>(割引乗車券類の種類)</p> <p>第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりと<u>します。</u></p> <p>(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売<u>します。</u></p> <p>(2) 定期乗車券 第1種知的障害者<u>及び</u>12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売<u>します。</u></p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売<u>します。</u></p> <p>(4) 急行券 (特別急行券を除く。) 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車に乗車する場合に発売<u>します。</u></p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一と<u>します。</u>ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものと<u>します。</u></p> <p>(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、</p>	<p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者を<u>いう。</u></p> <p>(介護者)</p> <p>第3条 <u>この規則において「介護者」とは、第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者に随伴する旅客(知的障害者1人に対して1人に限る。)</u>であって、係員が介護能力があると認める者をいう。</p> <p>2 前項の介護者が使用する乗車券類は、<u>知的障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、知的障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。</u></p> <p>(割引乗車券類の種類)</p> <p>第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりと<u>する。</u></p> <p>(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売<u>する。</u></p> <p>(2) 定期乗車券 第1種知的障害者<u>又は</u>12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売<u>する。</u></p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売<u>する。</u></p> <p>(4) <u>普通急行券</u> 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社<u>線</u>の普通急行列車に乗車する場合に発売<u>する。</u></p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一と<u>する。</u>ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものと<u>する。</u></p> <p>(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、</p>

改正前	改正後
<p>通学定期乗車券を発売<u>しません。</u></p> <p>(取扱区間)</p> <p>第5条 知的障害者及び介護者に対して<u>発売する割引</u>乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりと<u>します。</u></p> <p>(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間と<u>します。</u>ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に<u>限ります。</u></p> <p>(2) 急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車の停車駅相互間と<u>します。</u></p> <p>(割引率)</p> <p>第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割と<u>します。</u>ただし、小児<u>定期乗車券</u>に対しては、<u>旅客運賃</u>の割引を<u>しません。</u></p> <p>2 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。)第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合にあっては、その合計額に対して前項の割引率を適用しません。</p> <p>(割引乗車券類の購入申込み)</p> <p>第7条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければ<u>なりません。</u></p> <p>(介護者の同行)</p> <p>第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限って有効と<u>します。</u></p>	<p>通学定期乗車券を発売<u>しない。</u></p> <p>(取扱区間)</p> <p>第5条 知的障害者及び介護者に対して<u>割引の取扱いをする</u>乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりと<u>する。</u></p> <p>(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間と<u>する。</u>ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に<u>限る。</u></p> <p>(2) <u>普通</u>急行券については、旅客鉄道会社線の<u>普通</u>急行列車の停車駅相互間と<u>する。</u></p> <p>(割引率)</p> <p>第6条 知的障害者及び介護者に対して<u>発売する乗車券類</u>の割引率は、5割と<u>する。</u>ただし、小児の<u>定期旅客運賃</u>に対しては、割引を<u>しない。</u></p> <p>(割引乗車券類の購入申込み)</p> <p>第7条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、<u>有効な</u>療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な<u>割引</u>乗車券類の申込みをしなければ<u>ならない。</u></p> <p>(介護者の同行)</p> <p>第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限って有効と<u>する。</u></p>

改正前	改正後
<p>(割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p>第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って<u>取り扱います。</u></p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p>第10条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければ<u>なりません。</u></p> <p>(その他の取扱方)</p> <p>第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定に<u>よります。</u></p>	<p>(旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p>第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って<u>取り扱う。</u></p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p>第10条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、<u>有効な</u>療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければ<u>ならない。</u></p> <p>(その他の取扱方)</p> <p>第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定に<u>よる。</u></p>